

（窓ふき器等）

**第53条** 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、保安基準第45条並びに細目告示第69条、第147条及び第225条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）を備えなければならない。

二 前号の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、次の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。

イ 洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視野を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。

ロ 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

三 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の車室内に備える太陽光線の直射による運転者席の運転者のげん感を防止するための装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造のものでなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和46年12月31日以前に製作された自動車	第2号
二 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第2号（同号イ及びロの基準に係る部分に限る。）
三 昭和50年3月31日以前に製作された自動車	第2号（デフロスタに関する部分に限る。）及び第3号

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第1号	前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）	運転者席の直前の視野を確保できる窓拭器（乗車定員11人以上の自動車にあっては、自動式の窓ふき器）
二 昭和35年4月1日から昭和50年3月31日までに製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車を除く。）	第1号	前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）	運転者席の直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器
三 昭和47年1月1日から昭和50年3月31日までに製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車を除く。）	第2号	前面ガラスの直前	運転者席の直前

4 昭和47年1月1日から昭和50年3月31日までに製作された乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に、車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）には、デフロスタを備えなければならない。